

帯広畜産大学大学院畜産学研究科学学位授与審査会実施要領

令和2年1月14日 大学院教育部会議

改正 令和2年11月4日

令和4年3月2日

- 1 学位授与審査会は、帯広畜産大学学位規程第8条の3第1項に基づき、本学大学院の畜産科学専攻博士後期課程又は獣医学専攻博士課程(以下「博士課程」という。)の主指導資格を有する教員全員をもって構成するものとする。
- 2 大学院教育部長は学位授与審査会を招集し、その議長となる。
- 3 大学院教育部長に事故があるときは、大学院教育部長が指名した副大学院教育部長がその職務を代行し、議長となる。
- 4 学位授与審査会は、帯広畜産大学学位規程(以下「学位規程」という。)第8条第1項に規定する学位審査委員会の報告に基づき、学位授与の可否を審議する。
- 5 学位授与審査会は構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 前項の出席者数には、委任状を提出した構成員の数を含めるものとする。ただし、実際の出席者数が構成員の半数に満たない場合は、学位授与審査会を開くことができない。
- 7 学位授与審査会の日程は、その前年度の大学院教育部会議において決定し、当該年度の開始前に構成員に通知する。
- 8 学位授与審査会の日程については、大学の行事、会議日程、学年暦に基づくほか、可能な範囲で教員の予定等に配慮して決定する。
- 9 学位授与審査会において、当該博士学位申請者の主査は、学位審査結果の概略を報告するものとする。
- 10 学位授与審査会の議事は、出席者の4分の3以上の賛成をもって決するものとする。
- 11 前項の「出席者」には、委任状の提出者を含めないものとする。
- 12 第10項の議決は、別記様式第1号による投票をもって行う。
- 13 前項の投票における開票及び集計は、学位授与審査会出席教員の中から大学院教育部長が指名する2名の立会人(当該学位授与審査会において審査される者の主指導教員、副指導教員、主査又は副査となっている者を除く。)のもと、事務局が行う。
- 14 大学院教育部長は、学位授与審査会が学位授与の可否の審議を終了したときは、速やかに学位規程第11条第2項の規定に基づき、その結果を学長に報告するものとする。
- 15 第6項及び第11項に規定する委任状は、学位授与審査会開催日の5日前までに、別記様式第2号により大学院教育部長に提出し、その事由について承認を得るものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 16 委任状は、以下の事由により提出できることとする。
 - (1) 本人の親族の死亡など緊急の事態が発生したとき
 - (2) 本学の学部、大学院又は別科の授業、若しくは授業に関係する業務があるとき
 - (3) 海外出張等、変更のできない重要な出張について、事前に申請がなされ受理されているとき
 - (4) このほか大学院教育部長がその事由を認めたとき

附 記

この要領は、令和2年4月1日から実施し、平成30年度入学者から適用する。

附 記

この要領は、令和2年11月4日から実施し、平成30年度入学者から適用する。

附 記

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

委任状

年 月 日

大学院教育部長 殿

氏 名 印

以下の事由により 年度第 回学位授与審査会を欠席するため、すべての議事及び議決に関し議場に委任します。

（該当事項）帯広畜産大学大学院畜産学研究科学位授与審査会実施要領第14項

- 第1号 本人の親族の死亡など緊急の事態が発生したとき
- 第2号 本学の学部，大学院又は別科の授業，若しくは授業に関係する業務があるとき
- 第3号 海外出張等，変更のできない重要な出張について，事前に申請がなされ受理されているとき
- 第4号 このほか大学院教育部長がその事由を認めたとき

（事由）※第4号に該当する場合は，記入をお願いします。